

2026年4月1日

## 損害保険代理業における利益相反管理方針

当社は、保険代理店業および兼業事業において、お客様の利益が不当に損なわれることを防止し、公平・誠実な業務運営を徹底します。利益相反の適切な管理を通じて、お客様利益保護に努めます。

### 【利益相反管理の対象】

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社および当社の役員もしくは使用人の他、当社と人的又は資本的に密接な関係を有する個人および法人、当社の主要取引先（以下「当社等」）が自動車修理業と保険代理店業を兼業するにあたり、当社等が行う取引のうち、お客さまの利益が不当に損なわれるおそれのある行為とします。

1. （利益相反に関する基本的考え方）  
以下の状況で生じる利益相反を常に認識し、その防止に努めます。
  - ・当社・役職員とお客様の利益相反
  - ・兼業事業の利益が保険募集に不適切な影響を与える場合
2. 利益相反取引の主な類型 以下を利益相反取引と特定します。
  - ・当社・役職員関連（自身や個人的関係者との保険契約募集等）
  - ・兼業事業関連（兼業事業の顧客に対し、取引関係や優位な立場を利用した不当な保険推奨・募集）
  - ・複数顧客間（同一事故で複数顧客間に利害関係が生じる可能性）
  - ・特定保険会社等関連（特定の保険会社・提携先との関係性による最適商品以外の推奨）
3. 役職員への教育・研修 全役職員に定期的な教育・研修を実施し、意識向上を図ります。